

【報告第1号】

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会を設置したので報告する。

平成19年10月1日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

真岡市・二宮町合併協議会の設置に関する協議書

真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）は、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、平成19年9月5日及び同年9月25日に開催された両市町の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、両市町間で別紙規約のとおり協議した。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれが1通を保有する。

平成19年9月25日

真岡市長 福田 武 隼

二宮町長 藤 田 忠 義

真岡市・二宮町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 真岡市及び二宮町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、真岡市・二宮町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、真岡市荒町5191番地に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちからこれを選任する。

- 2 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 両市町の長のうち、副会長となる者

(2) 真岡市の副市長及び二宮町の副町長

(3) 両市町の議会の議長

(4) 両市町の議会の議長が指名する議員各2名

(5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者9名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会議の出席者)

第9条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費等)

第 1 2 条 協議会に要する経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金は、両市町の長が協議して、両市町で負担するものとする。

3 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第 1 3 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員のうちから両市町の長が協議して定めた 2 名の者に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 5 条 会長並びに第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる委員は費用弁償を、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる委員及び第 1 3 条第 1 項の監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項第 5 号の委員が、地方公務

員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する特別職（常勤の職に限る。）又は一般職の職員である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 第1項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。

2 協議会が設置された会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、協議会の予算が成立した日から平成20年3月31日までとする。

真岡市・二宮町合併協議会規約に関する事項等の協議書

真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）は、真岡市・二宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する両市町の長が協議して定める事項、その他必要な事項について、次のとおり協議する。

1 協議して定める事項

（1）会長について

規約第6条第1項に規定する両市町の長が協議して選任する会長及び副会長は、次の者をもって充てる。

会 長 福 田 武 隼

副 会 長 藤 田 忠 義

（2）委員について

規約第7条第1項第5号に規定する両市町の長が協議して定める委員は、次の者をもって充てる。

委 員 佐 藤 良 夫（真岡市自治会連合会会長）

委 員 篠 原 泉（真岡商工会議所副会頭）

委 員 舘 野 福 一 郎（真岡市農業委員会会長）

委 員 佐々木小夜子（真岡市女性団体連絡協議会会長）

委 員 野 澤 弘 美（二宮町自治会連合会会長）

委 員 柴 惠（二宮町商工会会長）

委 員 小 林 操（二宮町農業委員会会長職務代理者）

委 員 柴 キ ヨ 子（二宮町ありの会会長）

委 員 山 口 敏 之（栃木県市町村課主幹）

(3) 協議会事務局職員について

規約第11条第2項に規定する両市町の長が協議して定める事務局職員は、次の者をもって充てる。

職名	氏名	市町名
事務局長	飯島 眞一	真岡市
事務局係長	小林 裕司	真岡市
事務局係長	菊地 高樹	二宮町
事務局係長	成毛 純一	真岡市
事務局職員	篠原 俊大	真岡市
事務局職員	石川 純人	二宮町
事務局職員	篠崎 正則	真岡市
事務局職員	海老原 匡	二宮町
事務局職員	横田 由裕	二宮町
事務局職員	田中 敦子	真岡市

(4) 経費の負担について

規約第12条第2項に規定する両市町の長が協議して定める負担割合は、次のとおりとする。

年度	基本割	人口割
平成19年度	両市町各500万円	真岡市 79.95% 二宮町 20.05%
平成20年度	真岡市 79.95% 二宮町 20.05%	

(5) 監査委員について

規約第13条第1項に規定する両市町の長が協議して定める監査委員は、次の者をもって充てる。

監査委員 魚住 昭 義 (真岡市代表監査委員)

監査委員 木 村 一 夫（二宮町代表監査委員）

2 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別の変更協議書を作成し、両市町の長が取り交わすものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれが1通を保有する。

平成19年9月25日

真岡市長 福 田 武 隼

二宮町長 藤 田 忠 義